# 老朽危険空き家の解体

をお考えの所有者（相続人）のみなさまへ

# 美馬市老朽危険空き家除却支援事業補助金

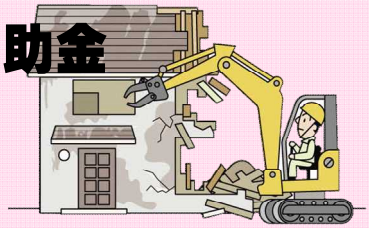

## 令和5年度から補助要件を緩和！

### 対象となる空き家は？

○市内で使っていない空き家※1のうち、戸建住宅、併用住宅※2又は長屋建住宅のいずれかで、事前調査※3により老朽危険空き家※1と判定されたもの且つ道路閉塞、隣地に悪影響を及ぼすもの

※1 空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空き家等
※2 延べ面積の半分以上が住宅であるもの
※3 補助対象か空き家判定士による判定には事前申込が必要です

### 対象となる費用は？

○老朽危険空き家の解体工事に係る費用

《対象経費》
①空き家の解体費
②産業廃棄物運搬処分費（家財道具を除く）
③その他経費（安全対策費･重機運搬等）
④整地費（砕石敷き、舗装等経費を除く）

注）補助金の交付決定前の工事契約や工事着手したもの及び公共事業等の補償対象になっているものは、補助対象となりません

### 補助金額は？

○補助対象工事費（税込）の

**８割（８０％）以内の額**※1を補助

※1 補助金の**上限は８０万円**
又は国が定める標準的な費用から計算する額の少ない額が限度
ただし、予算に限りがあります

**最大80万円補助します！！**
**予算が無くなり次第終了**

### 老朽危険空き家判定とは？

○老朽危険空き家事前調査について
《申込み》
・老朽危険空き家事前調査申込書、委任状の提出による申込みが必要
《事前調査の実施》
・市が委託した徳島県住宅供給公社より派遣された空き家判定士が現地調査（無料）
・老朽危険空き家の判定基準に基づく判定
・道路閉塞、隣地の影響確認
《判定結果の通知》
・調査結果に基づき該当・非該当を通知

### 補助対象者は？

○老朽危険空き家の所有者、その他老朽危険空き家の管理に権限を有する者で次の要件を全て満たすもの
①本市の税金を滞納していない人
②過去に本制度で補助金の交付を受けてない人
③空き家に所有権以外の権利が設定されていないこと

### 解体工事業者と解体後は？

○解体工事は、市内に本支店の事業所を有する建設業法第２条第３項に規定する建設業者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の解体工事業者の登録を受けた解体工事業者と契約することが要件

○解体後は、跡地管理人を指定し、届け出るとともに適正に管理すること


ＴＥＬ０８８３－５２－５６０７　ＦＡＸ０８８３－５２－１３５０
美馬市　建設部　都市政策課《市役所北館４階》


美馬市ホームページ　美馬市　空き家　解体補助金　検索

# 老朽危険空き家除却
# ～　申請の流れ　～

**申請者**　　**美馬市**

**事前調査**
・事前調査申込書
・委任状（※調査に関する委任）

補助対象：住居
対象外：倉庫・納屋・店舗等

現地調査には、申請者又は、代理人の立会いが必要

**現地調査（危険度判定）**
・空き家判定士を派遣し不良度判定
・後日、調査結果の報告（該当・非該当）

**老朽危険空き家に該当し、補助要件を満たす場合**
※対象者多数の場合は、判定評点の高い空き家を優先

**補助金交付申請**
・補助金交付申請書・補助対象工事実施計画書
・除却工事見積書の写し・図面・現況写真

この時点では業者との契約はしないこと。

**補助金交付決定通知**

**施工業者と請負契約締結・工事着手**
※交付決定通知を受けてから業者と契約すること

**工事完了**
・完了報告書・契約書、領収書の写し（業者が発行したもの）・写真（施工前・後、分別解体がわかるもの）・マニフェストの写し

交付決定後は、速やかに工事に着手すること。
例年、解体工事が集中し、完了が遅れる事案が発生しております。

**補助金額確定通知**

**補助金請求**
・補助金交付請求書
※補助金の受取を施工業者に委任することも可能（受領委任払請求書）

**補助金支払（指定金融口座）**

**※期限内までに事業が完了しない場合は、補助金の交付を取り消す場合があります。**

【問い合わせ先】
美馬市役所　建設部都市政策課
TEL　０８８３－５２－５６０７
FAX　０８８３－５２－１３５０